

重 要 な お 知 ら せ

初診時選定療養費と再診時選定療養費について

令和4年度診療報酬改定に伴い、次のとおり初診時選定療養費と再診時選定療養費の改定を令和4年10月1日より行います。

選定療養費の種類	対象の方	【前】 令和4年9月30日まで	【後】 令和4年10月1日より
初診時 選定療養費	初診の際に、他の医療機関からの診療情報提供書（紹介状）を持たずに受診される方	5,500円 (税込)	7,700円 (税込)
再診時 選定療養費	治療により状態が落ち着いた後、当院担当医が他の医療機関への紹介を申し出た後も当院での診療を希望し受診される方	2,750円 (税込)	3,300円 (税込)

●徴収の対象外になる場合は次のとおりです。

- ・ 紹介状を持参する場合
- ・ 国の公費負担医療制度を利用している場合
- ・ 救急搬送などの救急患者
- ・ 二次検診

など



この制度は、日常の診療は地域の身近な『診療所やクリニック』といった『かかりつけ医』にかかり専門的な検査や治療・手術が必要な場合には『かかりつけ医』に診療情報提供書（紹介状）を書いてもらい病院にかかるという、『医療機関の機能分化』を推進する制度です。

当院は、本制度に該当する病床数200床以上の地域医療支援病院であり、紹介状なしで受診される患者さんから診療費とは別に上記選定療養費を徴収することが国から義務付けられております。

また、当院での治療により状態の落ち着いた後は、かかりつけ医のもとにお戻り頂き治療を継続して頂くことで病院と診療所の役割分担を進めております。

皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。